

令和4年1月号 ナツと通信



マイナンバーカード制度を悪用した詐欺にご注意！



*マイナンバーカードが一部医療機関で保険証として利用できるようになりました。今後、銀行サービスなど利用範囲が広がります。制度を悪用した詐欺の被害にあわないようご注意ください！

ひとこと助言

- 公的機関及び金融機関や医療機関が、電話や訪問で番号を聞いたり、カードを預かることはありません。
- 暗証番号は絶対に他人には教えないでください。
- 身分証明書として使用する場合は、顔写真のある面だけをみせましょう。
- カードの紛失・盗難や暗証番号を教えてしまったときはすぐに一時利用停止の手続きをしましょう。

マイナンバー制度で不審なことや不安なことがあった場合は、

**マイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178)または
消費生活センター(5604-7055)にご相談ください。**